

## 平成 25 年住宅・土地統計調査 福島県の結果の概要 <ダイジェスト版>

住宅・土地統計調査は、住宅・土地の保有状況及び世帯の居住状況等の実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることを目的として、昭和 23 年以来 5 年ごとに実施している。平成 25 年住宅・土地統計調査は、平成 25 年 10 月 1 日を基準日として、全国約 3,500,000 戸・世帯、福島県においては約 47,000 戸・世帯を対象に実施し、推定した。

本書は、平成 25 年住宅・土地統計調査の福島県の結果をまとめたものである。

### ■主な結果

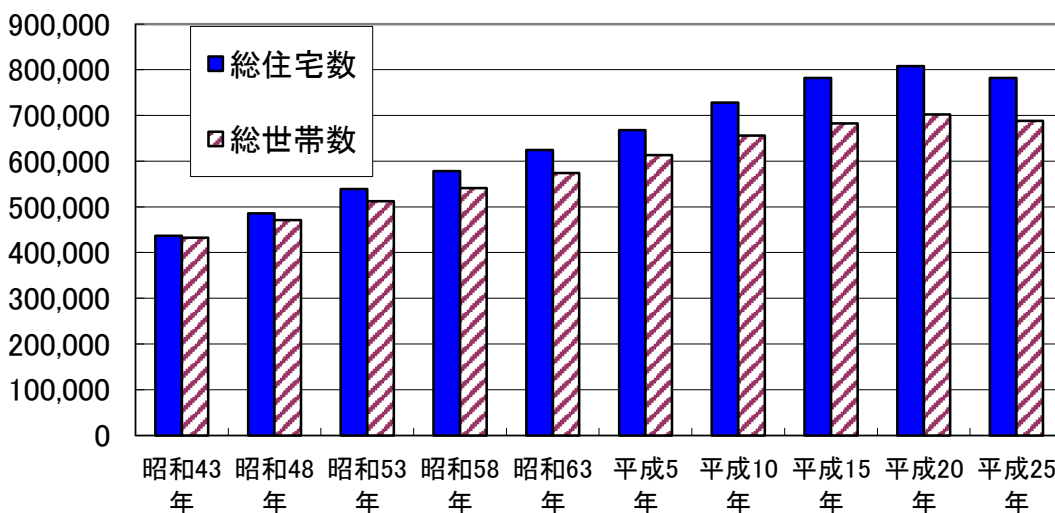
#### 1 総住宅数は 782,300 戸、総世帯数は 688,500 世帯

平成 25 年 10 月 1 日現在における福島県の総住宅数は 782,300 戸となった。

東日本大震災に係る福島原発事故の影響により、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の 7 町村の全域と田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村の 5 市町村の一部地域が調査の対象から除外されたため、平成 20 年の 808,200 戸から 25,900 戸減少し、3.20%の減少率となった。

総世帯数は、688,500 世帯で、平成 20 年の 702,000 世帯から 13,500 世帯減少し、1.92%の減少率となった。

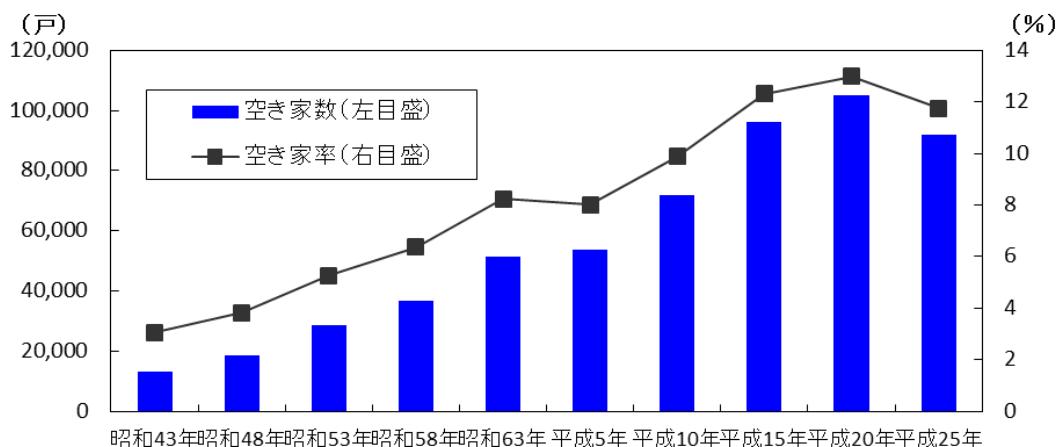
(戸、世帯)



## 2 空き家率は 11.73%

総住宅数 782,300 戸のうち、空き家は 91,800 戸となった。総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は平成 20 年の 12.99%から 11.73%になり、1.26 ポイント低下した。

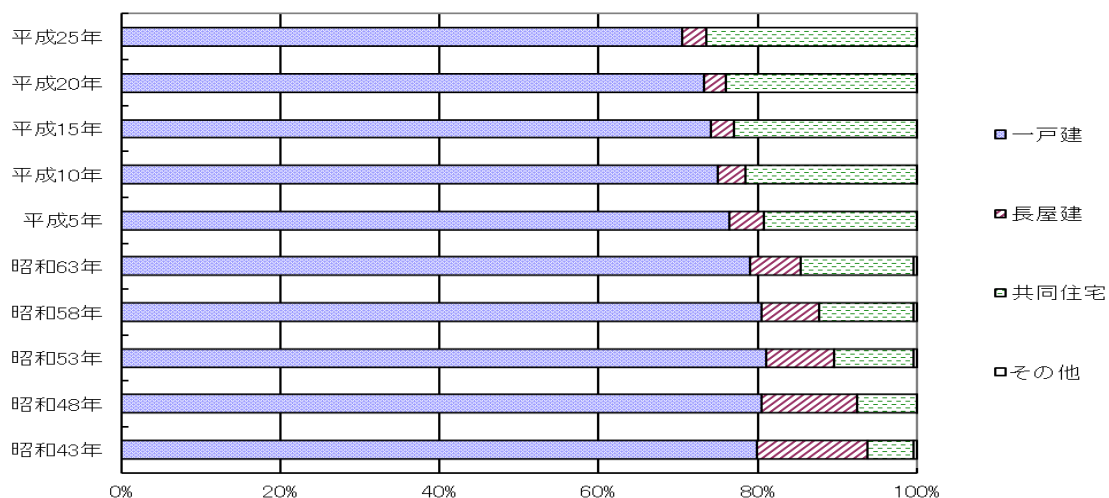
全国の空き家率は 13.52%となっており、本県は 1.79 ポイント全国を下回っている。



## 3 総住宅の 70.47%が一戸建

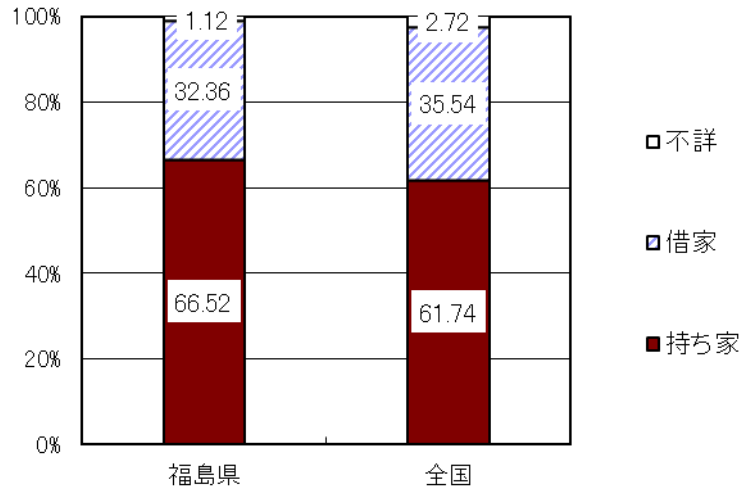
住宅を建て方別にみると、一戸建は 483,400 戸で住宅全体の 70.47%、長屋建は 20,600 戸で 3.00%、共同住宅は 179,900 戸で 26.22%となっている。

全国では、一戸建 54.89%、長屋建 2.47%、共同住宅 42.39%となっており、本県は一戸建では 15.58 ポイント全国を上回り、共同住宅では 16.17 ポイント全国を下回っている。



#### 4 持ち家住宅率は66.52%

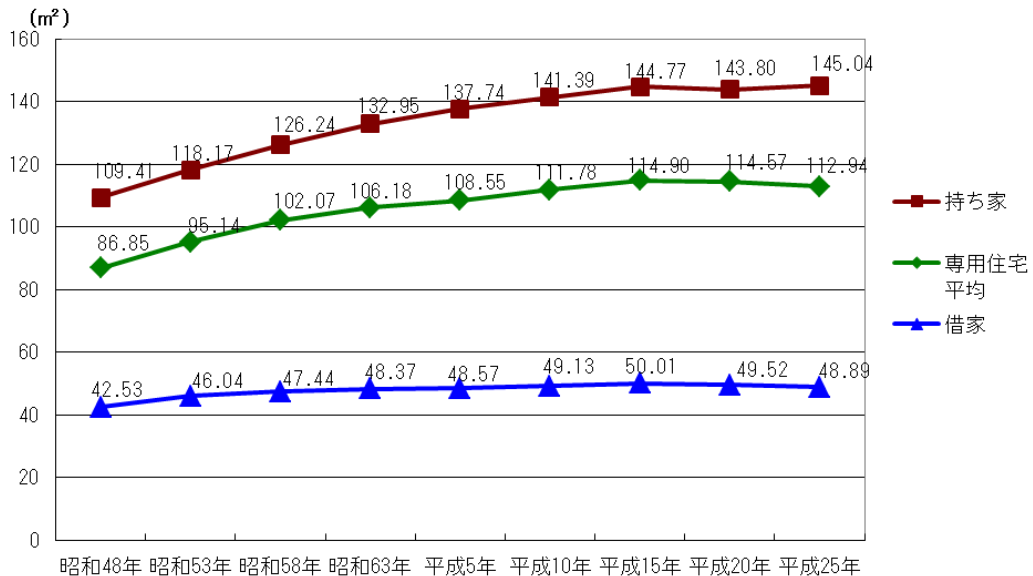
住宅を所有の関係別にみると、持ち家が456,300戸で住宅全体に占める割合(持ち家住宅率)は66.52%、借家が222,000戸で32.36%となっている。持ち家住宅率は、全国平均よりも4.78ポイント上回っている。



#### 5 専用住宅の規模は横ばい

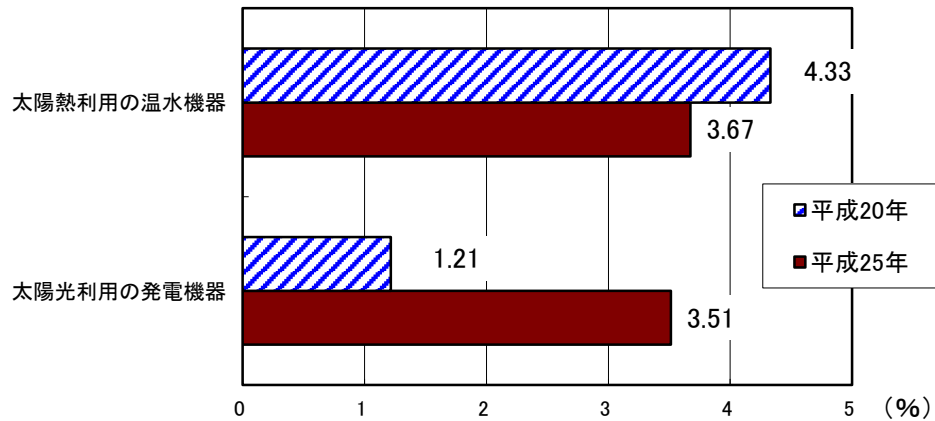
専用住宅の1住宅当たりの延べ面積は112.94㎡となっており、平成20年と比べ1.63㎡減少となった。

全国の専用住宅の1住宅当たりの延べ面積は92.97㎡となっており、本県は全国の1.21倍の面積となっている。



## 6 太陽光を利用した発電機器がある住宅は3.51%

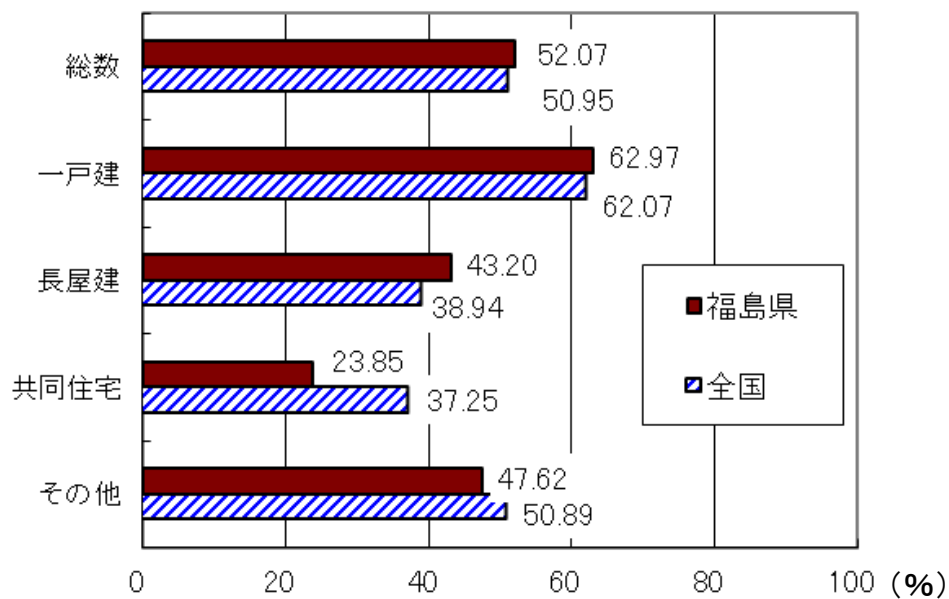
太陽光を利用した発電機器がある住宅は24,100戸であり、住宅全体の3.51%に設置されている。平成20年と比べると2.3ポイント増加している。全国との比較では、福島県3.51%、全国3.01%となっており、0.5ポイント全国を上回っている。



## 7 高齢者のための設備がある住宅は52.07%

高齢者のための設備のある住宅の割合は52.07%となっており、住宅の建て方別に見ると、一戸建62.97%、長屋建43.20%、共同住宅23.85%となっている。

全国の高齢者のための設備のある住宅の割合は50.95%となっており、本県が1.12ポイント上回っている。

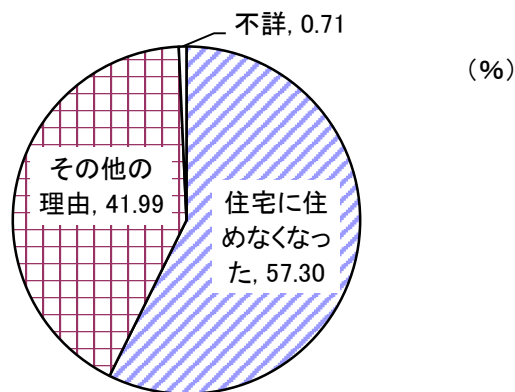


## 8 東日本大震災により転居した世帯は 70,500 世帯

東日本大震災前に福島県内にあった世帯で、震災により転居した世帯は 70,500 世帯となっている。

これを、転居の理由別にみると「住宅に住めなくなった」が 40,400 世帯 (57.30%)、その他の理由による転居が 29,600 世帯 (41.99%) となっている。

転居先別にみると、同一市町村内の転居が 20,000 世帯 (28.37%)、県内他市町村への転居が 19,500 世帯 (27.66%)、県外への転居が 20,500 世帯 (29.08%)、不詳・その他が 10,500 世帯 (14.89%) となっている。



※1 転居の理由の「住宅に住めなくなった」とは、住宅が半壊又は全壊した、居住地域が避難地域に指定されたなどの直接的な理由による転居

※2 転居の理由の「その他」とは、就学や仕事の関係、生活への全般的な不安感などの間接的な理由による転居

## 9 東日本大震災により改修工事を行った持ち家は 86,700 戸

東日本大震災による被災箇所の改修工事を行った持ち家数は 86,700 戸で、持ち家総数 456,300 戸の 19.00% となっている。これを住宅の建て方別にみると、一戸建が 82,700 戸 (95.39%)、共同住宅が 3,700 戸 (4.27%) などとなっている。

